

海幕人第60号  
31.2.25

海上幕僚監部各部等の長  
各 部 隊 の 長 殿  
各 機 関 の 長

海上幕僚監部人事教育部長  
(公印省略)

女性自衛官の妊娠時等における職務制限等の基本的な考え方  
について（通知）

標記について、別冊のとおり通知する。

なお、婦人自衛官の妊娠時等における職務制限及び当直免除の標準的事  
項について（通知）（海幕人第1300号。11.3.26）は、廃止す  
る。

添付書類：別 冊

写送付先：部内全般

# 女性自衛官の妊娠時等における 職務制限等の基本的な考え方

海上幕僚監部人事教育部

## はしがき

女性自衛官の人事管理は、母性保護の観点から、妊娠及び出産に伴う一定期間の不在による人事上の制約を考慮する必要がある。本資料は、妊娠中及び出産後1年以内（以下「妊娠時等」という。）の女性自衛官に関し、自衛隊における関連規則、労働基準法等、現行の母性保護措置を勘案し、妊娠時等の職務制限及び当直免除に関する基本的な考え方を示すものである。

さらに、部隊等の指揮官及び管理者の女性自衛官活用に関する理解を促進する一助とするため、母性保護措置に関する関連規則等を添付する。

## 目 次

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 1   | 妊娠時等の女性自衛官の人事管理の基本          | 4  |
| 2   | 職務制限                        | 5  |
|     | (1) 艦艇乗組及び航空機搭乗配置           | 5  |
|     | (2) その他の配置                  | 5  |
| 3   | 当直免除                        | 9  |
|     | (1) 妊娠中の女性自衛官の当直免除          | 10 |
|     | (2) 出産した女性自衛官の当直免除          | 10 |
| 4   | 妊娠中の隊員の評価等における留意事項          | 10 |
| 別 紙 | ：母性保護措置に関する関連規則等抜粋          | 12 |
| 1   | 労働基準法                       | 12 |
| 2   | 女性労働基準規則                    | 13 |
| 3   | 船員法                         | 16 |
| 4   | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する法律 | 17 |
| 5   | 母子保健法                       | 18 |
| 6   | 国家公務員の育児休業等に関する法律           | 19 |
| 7   | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律      | 21 |
| 8   | 自衛隊における関連規則等                | 21 |

## 1 妊娠時等の女性自衛官の人事管理の基本

妊娠は、医療機関での診断に基づき、当該隊員が市町村等に届出することにより社会的に認知されるものであり、その証明として母子健康手帳が交付される。

したがって、妊娠した隊員の人事管理は、当該隊員の妊娠した旨の申し出及び母子健康手帳の提示により生ずることになる。

妊娠時等の隊員が業務を遂行可能か否かは、当該隊員の健康状態に関する医師の診断を基に、所属長が判断するものである。その際、自衛隊員にも適用される「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」第2条に「女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにする」と規定されていることから、母性を尊重しなければならない。また、具体的な業務制限の判断にあたっては、自衛隊員には適用除外とされているものの、男女雇用機会均等法第2条と目的を同じくする、労働基準法・船員法の母性保護に関する規定を参考とすることができる。

妊娠時等の健康状態は個人差が大きく、各部隊により業務内容が異なるので、職務の制限や立直の基準を一律に定め、適用することは困難である。そこで「海上自衛官の当直勤務について（通知）（海幕人第405号。28.12.19）」により、①当直を免ずる権限は、所属長・部隊等の長が有しており、その上位者が当直を免ずる基準等を定めるのは適切でない、②海上自衛官は原則として総員が当直勤務に従事しなければならない、③努力によっても従事できない場合、特例として所属長等が免除できる、④所属長等は、隊員が継続して働き、活躍できる職場環境を整備すべく、当直に関して部隊内・部隊間で十分調整しなければならないと定めているところである。

したがって、妊娠時等の管理要領に関し、母性保護に関する規則について理解するとともに、本資料に示す基本的な考え方を基に所属長の判断で職務制限や当直免除等を決定しなければならない。これにより部隊間で職務の制限や立直に差異が生ずることはありうるが、そもそも各部隊により業務内容が異なるので部隊間の外形的公平性は担保されず、また外形的公平性は業務の効率的実施や母性保護に次ぐ二次的考慮要素に過ぎないので、やむを得ないものである。

なお、母性保護については、次に示す自衛隊における関連規則に基づくとともに、労働基準法等に定められた措置に留意する必要がある。

る。こうした母性保護措置を人事管理の上で考慮することは、妊娠時等の女性自衛官自身の健康のためだけでなく、自衛隊の戦力維持と任務達成という観点からも重要である。

妊娠時等の隊員に対する母性保護措置として自衛隊法施行規則に定められている項目は、次の5項目である（別紙第7項参照）。

- 1 産前及び産後（自衛隊法施行規則第49条第1項第6号、第7項）
- 2 育児時間（自衛隊法施行規則第49条第1項第8号）
- 3 妊産婦である女子隊員の保健指導又は健康診査を受けるための時間（自衛隊法施行規則第49条第1項第4号）
- 4 妊娠中の休息休暇（自衛隊法施行規則第49条第1項第4号の2）
- 5 妊娠中の女子隊員の通勤緩和（自衛隊法施行規則第49条第1項第5号）

その他、防衛省として規則化しておらず、適用除外ではあるものの労働基準法及び船員法に規定されている母性保護措置としては、次の8項目がある（別紙第1項参照）。

- 1 妊婦の軽易業務転換（労働基準法第65条第3項）
- 2 妊産婦の危険有害業務の就業制限（労働基準法第64条の3）
- 3 妊産婦に対する変形労働時間制の適用についての制限（労働基準法第66条第1項）
- 4 妊産婦の時間外労働、休日労働又は深夜業の制限（労働基準法第66条第2項、第3項）
- 5 妊産婦の就業制限（船員法第87条）
- 6 妊産婦の有害な作業の制限（船員法第88条）
- 7 妊産婦の時間外労働の制限（船員法第88条の2の2）

## 2 職務制限

妊娠時等の職務制限に関する基本的な考え方は、労働基準法及び船員法の母性保護の精神（軽易でない業務の制限、危険有害業務の制限、時間外労働・深夜業の制限）を考慮し、次のとおりとする。

### （1）艦艇乗組及び航空機搭乗配置

妊娠が判明した時点で、艦艇乗組及び航空機搭乗配置から陸上の配置とすることを原則とする。

### （2）その他の配置

妊娠時等の女性自衛官が女性労働基準規則第2条（別紙第2項）の項目の職務制限の業務に該当する業務を行う配置においては、軽易業務への配置替等に配慮する。その場合の配置転換は、原則として当該部隊内で行うものとする。

|                                                        |                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 妊産婦の職務制限の業務の範囲等（女性労働基準規則第2条の項目）                        | 海上自衛隊において該当する業務の例（注）                                                                                                                                  |
| 重量物を取り扱う業務（重量物の重量は、女性労働基準規則第2条第1項の規定による）               | ア 艦艇補機類等の積降<br>イ 電子機器の運搬及び機体搭載<br>ウ 発動機、機体整備員の実施する部品交換及び人力による整備用機材の移動<br>エ 施設員の実施する材料・資材の運搬<br>オ 補給員の実施する納入物品、中継物品、離島物品及び揚塔物品の取扱い<br>カ 200L入りドラム缶の取扱い |
| ボイラーの取扱いの業務                                            | ボイラーの操作及び整備                                                                                                                                           |
| つり上げ荷重が5トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務       | 35トン移動式クレーンの運転業務                                                                                                                                      |
| クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務                                 | ア 魚雷、機雷及びコンテナ等の吊上げ又は移載<br>イ 造修補給所のドック作業、補機整備、エンジン積卸し                                                                                                  |
| 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務                       | ア 土木建築機械の運転<br>イ ブルドーザー、ショベル等の運転                                                                                                                      |
| 直径が25センチメートル以上の丸のこ盤又はのこ車の直径が75センチメートル以上の帯のこ盤に木材を供給する業務 | ア 土木工作機の作業<br>イ 木材加工のための運搬                                                                                                                            |
| 動力により駆動されるプレス機械、シャワー等を用いて行う厚さが8ミリメートル以上の鋼板加工の業務        | ア 鋼板の切断、備品の工作<br>イ 鉄工係員が実施する艦船の修理（部内工事）                                                                                                               |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けおそれのあるところにおける業務                                                                                                                                                                                                                                                                               | ア 航空機体の腐食整備<br>イ 動翼の点検及び整備<br>ウ アンテナ等の整備<br>エ マイクロ鉄塔における空中線等の点検<br>オ 電柱の電話線工事<br>カ 柱状トランスの点検整備<br>キ マスト等の整備<br>ク 建物の屋根補修<br>ケ 外装塗装等 |
| 足場の組立て、解体又は変更の業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ア 艦船修理時の足場<br>イ 外壁塗装等                                                                                                               |
| 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                     |
| イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチルベンゼン、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）、トリクロロエチレン、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）、ベータプロピオラクトン、ペンタクロロフェノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発する場所 次に掲げる業務（スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）又はトリクロロエチレンを発散する場所において行われる業務にあつては（2）に限る。） | 海上自衛隊において該当する業務の例（注）                                                                                                                |
| （1）特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第22条第1項、第22条の2第1項又は第38条の14第1項第11号ハ若しくは第12号ただし書に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの                                                                                                                                                                                              | ア 航空機体及び艦船修理時の腐食整備                                                                                                                  |
| （2）（1）の業務以外の業務のうち、安衛令第21条第7号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第3                                                                                                                                                                                     | イ バッテリーの充電<br>ウ 汚水浄化装置の維持管理<br>エ 修理中のさび落とし<br>オ 有機溶剤を含む塗料の塗装作業<br>カ 魚雷の整備                                                           |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6 条の 2 第 1 項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                            |
| <p>ロ 鉛及び安衛令別表第 4 第 6 号の鉛化合物を発散する場所 次に掲げる業務</p> <p>(1) 鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 39 条ただし書の規定により呼吸用保護具を使用させて行う臨時の作業を行う業務又は同令第 58 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する業務若しくは同条第 3 項に規定する業務（同項に規定する業務にあつては、同令第 3 条各号に規定する業務及び同令第 58 条第 3 項ただし書の装置等を稼働させて行う同項の業務を除く。）</p> <p>(2) (1) の業務以外の業務のうち、安衛令第 21 条第 8 号に掲げる作業場であつて、鉛中毒予防規則第 52 条の 2 第 1 項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務</p>                                                                                            | <p>ア 航空機体及び艦船修理時の腐食整備</p> <p>イ バッテリーの充電</p> <p>ウ 汚水浄化装置の維持管理</p> <p>エ 修理中のさび落とし</p> <p>オ 有機溶剤を含む塗料の塗装作業</p> <p>カ 魚雷の整備</p> |
| <p>ハ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシレン、N・N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール又はエチルベンゼンを発散する場所 次に掲げる業務</p> <p>(1) 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 32 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 33 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで（特定化学物質障害予防規則第 38 条の 8 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する業務（有機溶剤中毒予防規則第 2 条第 1 項（特定化学物質障害予防規則第 38 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により、これらの規定が適用されない場合における同項の業務を除く。）</p> | <p>ア 航空機体及び艦船修理時の腐食整備</p> <p>イ バッテリーの充電</p> <p>ウ 汚水浄化装置の維持管理</p> <p>エ 修理中のさび落とし</p> <p>オ 有機溶剤を含む塗料の塗装作業</p> <p>カ 魚雷の整備</p> |

|                                                                                                                                       |                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| (2) (1) の業務以外の業務のうち、安衛令第21条第7号又は第10号に掲げる作業場であって、有機溶剤中毒予防規則第28条の2第1項（特定化学物質障害予防規則第36条の5において準用する場合を含む。）の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務 |                                                      |
| 妊産婦の職務制限の業務の範囲等（女性労働基準規則第2条の項目）                                                                                                       | 海上自衛隊において該当する業務の例（注）                                 |
| 著しく暑熱な場所における業務                                                                                                                        | ア 消火訓練<br>イ 酷暑訓練                                     |
| 著しく寒冷な場所における業務                                                                                                                        | ア 除雪支援等<br>イ 厳冬訓練                                    |
| 異常気圧下における業務                                                                                                                           | 潜水訓練、飽和潜水研究作業、高気圧酸素治療、潜水展示、潜水器等調査研究、飽和潜水教官           |
| さく岩機、鋳打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務                                                                                                     | ア 建物撤去時の基礎等撤去作業<br>イ 道路等の掘削復旧作業（振動ローラー）<br>ウ 道路の補修作業 |

注：個々の業務が職務制限の業務に該当するかどうかは、所属長又は管理者の責任において判定する。

### 3 当直免除

妊娠時等において、隊員の健康状態から従来の立直が困難な場合、所属長は、女性労働基準規則第2条の業務を伴わない当直への配置、または、海上自衛官の勤務時間及び休暇に関する達（昭和38年海上自衛隊達第15号）第8条に規定する当直業務等の特殊業務（日課の特例を受ける通信、気象、航空管制、航空基地運用その他の当直業務等の特殊業務）において日勤のみとする等により、隊員の健康管理を行う。

これにより難しい場合の当直免除に関する基本的な考え方は、労働基準法及び船員法の母性保護の精神（輕易でない業務の制限、危険有害業務の制限、時間外労働・深夜業の制限）を考慮し、次のとおりとする。

なお、この場合の「当直免除」とは、通常の課業時間以外において交替して実施する当直勤務を免除することをいい、例えば女性労働基準規則第2条の業務を伴う当直では妊娠が判明した時点で業務当直を免除すること、深夜に及ぶ立直を免除することが含まれる。また、妊娠時等の女性自衛官の当直を免除した場合、原則としてその補充については、当該部隊で処理するものとする。

### (1) 妊娠中の女性自衛官の当直免除

原則として、産前特別休暇（自衛隊法施行規則第49条第1項第6号）取得までは、妊娠中の女性自衛官は、他の女性自衛官と同様に、当直に立直するものとする。

ただし、所属長は、妊娠中の女性自衛官から当直免除の請求があった場合、当直を免除できるものとする。この場合において、所属長は、医官からの医療指示、自己申告等に基づいて把握した当該隊員の健康状態が、当該部隊の当直業務・勤務態様と、母性の保護の観点から適合するか否かを検討したうえで、当直勤務に就かせるかどうかを判断するものとする。

### (2) 出産した女性自衛官の当直免除

出産した女性自衛官の当直免除の対象期間は、原則として、出産後、子が1歳に達するまでの間とする。

所属長は、次に示す場合、申請のあった特別休暇及び育児時間を承認するとともに、その間の当直を免除できるものとする。この場合における、所属長による当直勤務に就かせるかどうかの判断については、前号に準ずる。

ア 自衛隊法施行規則第49条第1項第4号及び第8号に基づき、隊員から特別休暇の申請があった場合

イ 育児休業法第27条に基づき、隊員から育児時間の申請があった場合

ウ 隊員から立直が困難な旨の申し出があり、やむを得ない事由によるものと判断された場合

## 4 妊娠中の隊員の評価等における留意事項

妊娠又は出産等を理由に当直勤務の免除及び制限（以下「免除等」という。）を許可された隊員又は当直勤務を忌避した隊員に対する人事管理に関する基本的な考え方は次のとおりであり、不当に不利益な取り扱いにならないよう留意する。

- (1) 妊娠又は出産等を理由に当直勤務免除等を許可された隊員又は所属長の指導を受けたにもかかわらず、妊娠又は出産等を理由に当直勤務を忌避した隊員が、免除等により階級に求められる能力の発揮に影響を与える場合は、人事評価において「能力評価」の所見欄に当直勤務免除等の期間を記述することができる。ただし、能力評価における評

語について、各評価項目は能力の発揮度を問う基準であることから、当直勤務免除等の事実のみで評語を付与することは適当ではない。

(2) 人事管理における隊員の選考等において、当直勤務を忌避したことを参考とすることは問題ない。

## 母性保護措置に関する関連規則等抜粋

**1 労働基準法（昭和22年法律第49号）**

（危険有害業務の就業制限）

第64条の3 使用者は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

（産前産後）

第65条 使用者は、6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

2 使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

3 使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

第66条 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第32条の2第1項、第32条の4第1項及び第32条の5第1項の規定にかかわらず、1週間について第32条第1項の労働時間、1日について同条第2項の労働時間を超えて労働させてはならない。

2 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第33条第1項及び第3項並びに第36条の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日に労働させてはならない。

3 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、深夜業をさせてはならない。

（育児時間）

第67条 生後満1年に達しない生児を育てる女性は、第34条の休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるため

の時間を請求することができる。（第34条：休憩時間；45分／6時間以上労働につき、60分／8時間以上労働につき）

2 使用者は、前項の育児期間中は、その女性を使用してはならない。

## 2 女性労働基準規則（昭和61年労働省令第3号）

（危険有害業務の就業制限の範囲等）

第2条 法第64条の3第1項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

2 法第64条の3第1項の規定により産後1年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第1号から第12号まで及び第15号から第24号までに掲げる業務とする。ただし、同項第2項から第12号まで、第15号から第17号まで及び第19号から第23号までに掲げる業務については、産後1年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。

（×：女性を就かせてはならない業務 △：女性が申し出た場合就かせてはならない業務 ○：女性を就かせても差し支えない業務）

| 女性労働基準規則第2条に列挙された業務                                                                                       | 就業制限の内容 |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----|
|                                                                                                           | 妊婦      | 産婦 |
| 1号 次の表（※次頁）の上欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を扱う業務                                                     | ×       | ×  |
| 2号 ボイラーの取扱いの業務                                                                                            | ×       | △  |
| 3号 ボイラーの溶接の業務                                                                                             | ×       | △  |
| 4号 つり上げ荷重が5トン以上のクレーン、デリック又は制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務                                                          | ×       | △  |
| 5号 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝動装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務                                                     | ×       | △  |
| 6号 クレーン若しくはデリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）                                           | ×       | △  |
| 7号 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務                                                                       | ×       | △  |
| 8号 直径が25センチメートル以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く）又はのこ車の直径が75センチメートル以上の帯のこ盤（自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。）に木材を供給する業務 | ×       | △  |

|                                                               |   |   |
|---------------------------------------------------------------|---|---|
| 9号 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務                               | × | △ |
| 10号 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務                  | × | △ |
| 11号 動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さが8ミリメートル以上の鋼板加工の業務            | × | △ |
| 12号 岩石又は鉱物の破砕機又は粉碎機に材料を送給する業務                                 | × | △ |
| 13号 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務                      | × | ○ |
| 14号 高さ5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務              | × | ○ |
| 15号 足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）                   | × | △ |
| 16号 胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務                                 | × | △ |
| 17号 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務                                | × | △ |
| 18号 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務（別図参照） | × | × |
| 19号 多量の高熱物体を取り扱う業務                                            | × | △ |
| 20号 著しく暑熱な場所における業務                                            | × | △ |
| 21号 多量の低温物体を取り扱う業務                                            | × | △ |
| 22号 著しく寒冷な場所における業務                                            | × | △ |
| 23号 異常気圧下における業務                                               | × | △ |
| 24号 さく岩機、鉋打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務                         | × | × |

1号の表

| 年 齢              | 重量（単位：k g） |      |
|------------------|------------|------|
|                  | 断続作業       | 継続作業 |
| 満16歳未満           | 12         | 8    |
| 満16歳以上<br>満18歳未満 | 25         | 15   |
| 満18歳以上           | 30         | 20   |

18号別図 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務

イ 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチルベンゼン、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）、ベータプロピオラクトン、ペンタクロルフエノール（別名PCP）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所 次に掲げる業務（スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）又はトリクロロエチレンを発散する場所において行われる業務にあつては（2）に限る。）

（1）特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第22条第1項、第22条の2第1項又は第38条の14第1項第11号ハ若しくは第12号ただし書に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

（2）（1）の業務以外の業務のうち、安衛令第21条第7号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第36条の2第1項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ 鉛及び安衛令別表第4第6号の鉛化合物を発散する場所 次に掲げる業務

（1）鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第39条ただし書の規定により呼吸用保護具を使用させる作業を行う業務又は同令第58条第1項若しくは第2項に規定する業務若しくは同条第3項に規定する業務令（同項に規定する業務にあつては、同令第3条各号に規定する業務及び同令第58条第3項ただし書の装置等を稼働させて行う同項の業務を除く。）

（2）（1）の業務以外の業務のうち、安衛令第21条第8号に掲げる作業場であつて、鉛中毒予防規則第52条の2第1項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

ハ エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルメチルエーテル（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルアミド、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール又はエチルベンゼンを発散する場所 次に掲げる業務

（1）有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第32条第1項第1号若しくは第2号又は第33条第1項第2号から第7号まで（特定化学物質障害予防規則第38条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する業務（有機溶剤中毒予防規則第2条第1項（特定化学物質障害予防規則第38条の8において準用する場合を含む。）の規定により、これらの規定が適用されない場合における同項の業務を除く。）

（2）（1）の業務以外の業務のうち、安衛令第21条第7号又は第10号に掲げる作業場であつて、有機溶剤中毒予防規則第28条の2第1項（特定化学物質障害予防規則第36条の5において準用する場合を含む。）の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

### 3 船員法（昭和22年法律第100号）

（妊産婦の就業制限）

第87条 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。

ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

（1）国土交通省令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたとき。

（2）女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。

2 船舶所有者は、出産後8週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。ただし、出産後6週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

3 船舶所有者は、第1項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女子を船内で作業に従事させる場合において、その女子の申出があったときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。

第88条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、妊娠中又は出産後1年以内の女子（以下「妊産婦」という。）の船員を国土交通省令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。

（妊産婦の労働時間及び休日の特例）

第88条の2 第61条、第64条から第65条の2まで、第65条の3第3項、第66条、第68条第1項及び第71条から第73条までの規定は、妊産婦の船員については、これを適用しない。

第88条の2の2 船舶所有者は、妊産婦の船員を第60条第1項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事させてはならない。

2 船舶所有者は、出産後8週間を経過した妊産婦の船員が、第64条第1項に規定する場合において、第60条第1項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき（その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときに限る。）は、前項の規定にか

かわらず、同条第1項の規定による労働時間の制限を超えて当該妊産婦の船員を作業に従事させることができる。

- 3 船舶所有者は、出産後8週間を経過した妊産婦の船員が、第64条第2項に規定する場合において、第60条第1項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき（その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときに限る。）は、第1項の規定にかかわらず、第64条第2項の国土交通省令で定める時間を限度として、第60条第1項の規定による労働時間の制限を超えて当該妊産婦の船員を作業に従事させることができる。
- 4 第64条第3項及び第66条の規定は、第2項の規定により妊産婦の船員が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。（以下略）

第88条の3 船舶所有者は、妊産婦の船員に1週間について少なくとも1日の休日（第62条第1項の規定により与えられる補償休日を除く。）を与えなければならない。（以下第2項、第3項、第4項略）

（妊産婦の夜間労働の制限）

- 第88条の4 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後8時から翌日の午前5時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令で定める場合において、これと異なる時刻の間において午前零時前後にわたり連続して9時間休息させるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、出産後8週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間において作業に従事すること又は同項ただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。

#### **4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（略称：男女雇用機会均等法）（昭和47年法律第113号）**

（目的）

- 第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。（以下略）

## 5 母子保健法（昭和40年法律第141号）

（母性の尊重）

第2条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることに鑑み、尊重され、かつ、保護されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第5条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

（保健指導）

第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行

い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

（健康診査）

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

（妊娠の届出）

第15条 妊娠した者は、厚生労働省令の定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

## 6 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）

（育児休業の承認）

第3条 職員（第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が3歳に達する日（常時勤務することを要しない職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で人事院規則で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として人事院規則で定める場合に該当するときは、2歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。

（育児休業の承認の失効等）

第6条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産をした場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

- 2 任免権者は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったことその他人事院規則で定める事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第11条 職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

第26条 各省各庁の長は、職員（任期付短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（常時勤務することを要しない職員（国家公務員法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。）にあっては、3歳）に達するまでの子を養育するため1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することができる。

- 2 職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、給与法第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与法第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 第6条及び第21条の規定は、育児時間について準用する。

（防衛省の職員への準用等）

第27条 この法律（第2条、第7条第6項、第16条から第19条まで、第24条及び第25条を除く。）の規定は、国家公務員法第2条第3項第16号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定（第3条第1項ただし書を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（以下略）

## **7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）**

（基本原則）

### **第2条**

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

## **8 自衛隊における関連規則等**

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）

（特別休暇）

- 第49条 隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- 4 妊娠中又は出産後1年以内の女子である隊員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しない場合

防衛大臣の定める期間

- 4の2 妊娠中の女子である隊員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があり休息又は補食することが必要と認められる場合

防衛大臣の定める期間

- 5 妊娠中の女子である隊員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

防衛大臣の定める期間

- 6 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定の女子である隊員が申し出た場合

出産の日までの申し出た期間

- 7 女子である隊員が出産した場合

出産の日の翌日から8 週間を経過する日までの期間

- 8 生後1 年に達しない子を育てる隊員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

1 日2 回それぞれ30 分以内の期間（男子である隊員にあっては、その子の当該隊員以外の親（当該子について民法第817 条の2 第1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護する者又は児童福祉法第27 条第1 項第3 号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは同法第6 条の4 第1 号に規定する養育里親である者（同法第27 条第4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該隊員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22 年法律第49 号）第67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日2 回それぞれ30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37 年防衛庁訓令第65 号）

（特別休暇）

#### 第14 条

- 3 規則第49 条第1 項第4 号の防衛大臣の定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

（1）妊娠満23 週まで

4 週間につき1 回（医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数とする。次号から第4 号までにおいて同じ。）必要と認められる時間

- (2) 妊娠満24週から満35週まで  
2週間につき1回必要と認められる時間
- (3) 妊娠満36週から出産まで  
1週間につき1回必要と認められる時間
- (4) 出産後1年以内  
当該期間内に1回必要と認められる時間

- 4 規則第49条第1項第4号の2の防衛大臣の定める期間は、正規の勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は同項の特別休暇を請求した隊員について他の規定により特別休暇を承認している時間に連続する時間以外の時間で、適宜休息し、又は補食するために必要とされる時間とする。
- 5 規則第49条第1項第5号の防衛大臣の定める期間は、勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(休暇の手続)

#### 第16条

- 5 規則第49条第1項第7号に掲げる場合に該当することとなった女子である自衛官は、その旨を速やかに所属長に届け出るものとする。

隊員の休暇の運用について（通達）（海幕人第856号。61.2.22）

#### 第16 特別休暇関係

- (1) カ 第6号の「6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）」は、分べん予定日から起算するものとする。
- キ 第7号、第9号及び第9号の2の「出産」とは、妊娠満12週以降の分べんをいう。
- ク 第7号に掲げる期間から、産後6週間を経過した女子である隊員が当該隊員の占める官職につくことを申し出た場合において医師が支障がないと認めた期間を除くことができる。

自衛隊法施行規則第49条第1項第4号、第4号の2及び第5号の特別休暇の取扱いについて（通達）（海幕人第3574号。48.7.14）

自衛隊法施行規則第49条第1項第4号、第4号の2及び第5号の特別休暇の取扱いについて（通知）（人1第2920号。48.7.3）（改正平成22年6月21日 人計第7988号）

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第49条第1項第4号、第4号の2及び第5号の特別休暇の取扱いに当たっては、下記事項について留意されたい。

## 記

- 1 妊娠中又は出産後1年以内の女子隊員の保健指導等のための特別休暇（第4号関係）
  - （1）所属長は、妊娠中又は出産後1年以内の女子隊員から当該休暇の請求があった場合は、その裁量権の範囲内で業務の都合等を勘案し、請求の日時に多少の変更を加える等のことはできるが、この場合においても本特別休暇の趣旨に照らして本人の体調、医療機関等の診察時間の状況等を十分考慮し、できる限り請求通り承認することが望ましい。
  - （2）所属長は、妊娠中又は出産後1年以内の女子隊員から当該休暇の請求が最初にあった場合は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第16条に規定する母子健康手帳（以下「母子手帳」という。）又は医師の診断書等によって妊娠等の事実を確認して承認を与えるものとする。

なお、一度確認すればそれ以降の承認にあたっては診断書等の提示を求める必要はない。
  - （3）妊娠が最初に確認された日の通院は本件に該当するので、所属長は、妊娠かどうか疑わしい女子隊員から法第10条に規定する保健指導（以下「保健指導」という。）又は法第13条に規定する健康診査（以下「健康診査」という。）を理由とする休暇の請求があった場合は、診断の結果妊娠の事実が確認できれば当該診察等に要する時間は特別休暇として取り扱うが、妊娠でなければ年次休暇として取り扱う旨、事前に周知させておくことが望ましい。

なお、いったん年次休暇として処理した場合は、事後に特別休暇に変更はできない。

- (4) 保健指導と健康診査は、原則として一対のものであるので両者を同時に受けることが望ましいが、へき地等の事情により同時に行われない場合は、どちらか一方の理由によっても承認することができる。なお、この場合においても、これをもって1回の通院として取り扱うこととなるので、同じ期間内に他の一方を受けるために重ねて請求があった場合は承認することができない。ただし、医師等の特別の指示があった場合には、この限りでない。
- (5) 「必要と認められる時間」とは、保健指導又は健康診査を受ける時間及び医療機関等への往復に要する時間をいう。

## 2 妊娠中の女子隊員の休息又は補食のための特別休暇（第4号の2関係）

- (1) 妊娠中の女子隊員から当該休暇の請求があった場合の取扱いについては、1の(1)及び(2)の例に準ずるほか、次号の例による。
- (2) 所属長は、当該休暇の承認に当たっては、保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断する。

## 3 妊娠中の女子隊員の通勤の負担の軽減のための特別休暇（第5号関係）

- (1) 妊娠中の女子隊員から当該休暇の請求があった場合の取扱いについては、1の(1)及び(2)の例に準ずるほか、以下によるものとする。
- (2) 所属長は、妊娠中の女子隊員から一定の期間引き続いて当該休暇をとりたい旨の請求があった場合には、これを承認しても差し支えない。
- (3) 「交通機関の混雑の程度」とは、隊員が通常の勤務をする場合（時差通勤による場合を含む。）の登庁又は退庁の時間帯における当該隊員が常例として利用する交通機関の混雑の程度をいう。
- (4) 「母体の健康維持に重大な支障を与える程度」は、健康指導又は健康診査に基づく医師等の指導事項により判断するものとし、指導事項の内容については、母子手帳によって確認するものとする。

なお、所属長は、妊娠中の女子隊員が保健指導又は健康診査を受ける際には、医師等に自己の通勤方法、通勤時間及び交通機関の混雑の程度等を説明し、それが母体の健康維持に重大な支障を及ぼすかどうかについての指導を受けて、その指導事項を母子手帳に記載してもらうように指導することが望ましい。

- その他の母性保護措置に関する関連規則等
  - 1 防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成4年政令第72号）
  - 2 職員の育児休業等の運用について（通知）（海幕人第1569号。4. 3. 27）
  - 3 育児休業職員の職務復帰時における号俸の調整について（通知）（海幕人第4060号。4. 8. 5）
  - 4 人事発令及び個別命令を用いない人事関係事務の処理要領について（通達）（海幕人第5888号。61. 12. 24）
  - 8 病気休暇、特別休暇及び介護休暇